

武蔵野プレイス（仮称）専門家会議設置要綱

（設置）

第1条 農林水産省食糧倉庫跡地に建設する公共施設（以下「武蔵野プレイス（仮称）」という。）について、基本設計を基に、市民にとってより利便性の高い施設となるよう検討し、その結果を実施設計に反映させるため、武蔵野プレイス（仮称）専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

（任務）

第2条 会議は、武蔵野プレイス（仮称）に関する次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- （1） より使いやすい施設配置に関すること。
- （2） 管理運営の方法及び主体に関すること。
- （3） 駐車場の出入口の位置に関すること。
- （4） 他の施設との連携に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、その機能等について市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 会議は、別表に掲げる委員で構成し、市長が委嘱する。

（委員長等）

第4条 会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報酬）

第6条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、市長が定める。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、企画政策室企画調整課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月31日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属 等	氏 名
千葉大学教育学部助教授	新谷 周平
建築家	鬼頭 梓
亜細亜大学国際関係学部教授	栗田 充治
森ビル株式会社六本木ヒルズ運営室アカデミーヒルズ 事業部ライブラリー事務局ライブラリーアドバイザー	小林 麻実
サントリー株式会社お客様コミュニケーション部シニア・スペシャリスト	近藤 康子
千葉大学工学部教授	清水 忠男